

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	府中市

府中市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 府中市経済観光部農林課
所在地 広島県府中市府川町 315 番地
電話番号 0847 - 44 - 9159
FAX番号 0847 - 46 - 1535
メールアドレス norin@city.fuchu.hiroshima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・サル・アナグマ・ヌートリア・アライグマ・カラス・カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	府中市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	2,816（千円）2.80ha
	野菜、果樹、いも類	38（千円）0.04ha
シカ	水稲、野菜	262（千円）0.25ha
サル	水稲、野菜、いも類、豆類	78（千円）0.08ha
アナグマ・ヌートリア・アライグマ	水稲、野菜、果樹、いも類	43（千円）0.06ha
カラス	把握なし	0（千円）0.00a
カワウ	把握なし	0（千円）0.00a

(2) 被害の傾向

府中市では、市内全域で耕作放棄地や荒廃山林の増加により、イノシシ、シカ、サルが人の生活圏域に侵入を拡大し、農作物被害が増加している。

① イノシシ

イノシシによる被害は、中山間地域を中心に年間を通して発生している。民家のすぐ横や、府中市南部の市街地まで出没しており、水稲、野菜、果樹等の農作物被害が生じている。畔や石垣、側溝への被害が生じることもあり、市民生活を脅かしている。

② サル

サルによる被害は、年間を通して発生している。特に、野菜・いも類への食害が多くなっている。

被害区域は、中山間地域を中心に諸毛町、河佐町、久佐町、木野山町、僧殿町、篠根町、阿字町、栗柄町、上山町、三郎丸町、荒谷町、広谷町、上下町全域と被害区域が旧府中市全域に広がり、30頭～50頭前後の群れが移動しながら被害を及ぼしている。

③ アライグマ・アナグマ・ヌートリア等（小動物）

小動物の被害も増加している。特に野菜類（大根・いも・カボチャ・トマト・スイカ）、果実類（ブドウ・イチゴ）の食害が多くなっている。また、上下町や阿字町など河川に面した地域では、ヌートリア被害がある。

- ④ カラス
野菜や果樹などの農作物被害の報告はないが、鳥類は市町内の随所に生息していることから、今後、農作物被害等が発生する可能性がある。
- ⑤ カワウ
カワウについても目撃情報はあるものの、被害の実態までは把握していない。市内沿岸域でアユの放流稚魚が捕食されるおそれがある。

(3) 被害の軽減目標

市全体の被害金額を軽減目標とするが、現指標には市内全ての被害金額を計上することが極めて困難という課題がある。今後について、市として被害の軽減目標を定めるには、本来は市が直接的に支援を行った耕作者における被害の金額のみに限らない視点での評価、すなわち「行政支援を直接的に評価する指標」とすることを将来的に検討する。

行政支援が対策改善に十分反映された「実験区」と、行政支援が反映されていない「対照区」を比較することで、より詳細な指標としたい。

しかし、現時点ではそのような指標の把握を行っていないため、当面は従来通り、市全体の被害金額を軽減目標とする。

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ被害	2.84ha 2,854千円	2.27ha 2,283千円
シカ被害	0.25ha 262千円	0.12ha 130千円
サル被害	0.08ha 78千円	0.04ha 39千円
小動物被害	0.06ha 43千円	0.03ha 21千円
鳥類被害	0.00ha 千円	0.00ha 千円

なお目標の達成に向けては、行政支援の内容を評価し、改善していくことが必要であることから、次の参考指標の設定について今後検討していく。

将来的な指標（案）

指標	現状値（令和〇年度）	目標値（令和〇年度）
行政の支援が対策改善に十分に反映された耕作者（農地）の被害額	〇〇千円	〇〇千円
行政の支援が対策改善に十分に反映された耕作者（農地）数	〇〇者	〇〇者

(4) 従来講じてきた被害防止対策

これまで本市では、主には有害鳥獣捕獲班による捕獲と、侵入防止柵設置に対する補助を中心に対策を進めてきた。

有害捕獲については、近年はイノシシとニホンジカを合わせて年平均300頭以上を捕獲しているが、その効果検証は実施できていない。

侵入防止柵設置への補助は、近年は年50件程度を行っている。しかしこれまでは、設置前に正しい設置方法の指導等をできていなかったため、適切な設置がされていない侵入

防止柵が散見されている。

しかし、被害額の大幅な減少に至っていないことから、これまでの各種取組では、十分な被害軽減につながってこなかったのが実情である。また、被害を受けている農業者自身が、必ずしも主体性を持って被害対策に取り組んでいる状況ではないという実態もある。

こうしたことから、令和7年度からは一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構に参画し、市民への被害対策の指導なども行っている。

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会に捕獲事業業務を委託し、捕獲事業を実施 ・ 捕獲隊への捕獲報奨金の交付 ・ 隣接市町と連携した捕獲体制の整備 ・ 担い手確保のため、狩猟免許取得(更新)補助金の交付 ・ 捕獲器(箱わな)を導入し、地域住民に貸し出し ・ 捕獲鳥獣の広域処理中継施設及び民間焼却場での受け入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年、発生予察に基づいた捕獲計画を立てて対応しているが、耕作放棄地の拡大により被害は減少していない。住民自らの手で生活環境を守るという意識を伝える ・ 市街地周辺への出没が増加していることにより捕獲活動が難しくなっている。そもそも寄せ付けないためには、放任果樹や放置竹林、ごみ置き場など環境の改善が必要 ・ 捕獲従事者の高齢化や担い手の不足。まずは、狩猟や捕獲のための活動や資格を知ってもらうこと
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市補助事業で防護柵設置に係る経費の事業費の1/2を補助 ・ 国の交付金を活用して集落単位での防護柵を設置 ・ 被害対策に関する講演会・研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵設置集落の周辺において被害が増加している。防護柵の正しい設置方法の啓発が必要 ・ 高齢化や人口減少が進んだ地域における大規模な侵入防止柵の設置及び維持管理が困難。広域柵よりも、個別に農地を守る水際作戦が望ましい
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県事業を活用し、環境改善を中心とした被害対策及びモデル圃場の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落ぐるみで取り組む環境改善や、侵入防止柵の適切な設置及び維持管理方法を普及する

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害が発生する大きな要因として、鳥獣の生息数の増加や生息域の拡大など、鳥獣側に起因するものであると言われることが多い。しかし、鳥獣側の要因も「鳥獣が身を隠すことができる草藪」「放置された野菜くずや放任果樹」が被害につながっており、「正しい設置や適切に管理されていない侵入防止柵」「効果がほとんどない忌避資材や侵入防止対策」なども含め、人間側に起因する部分にこそ着目すべきである。

また、鳥獣側に起因する要因を排除する、すなわち鳥獣の生息数全体を捕獲により減らす個体群管理により被害軽減を図るためには、膨大な予算と人手が必要となり、人口減少やそれに伴う税収減も予測される中で、その効果は限定的で、継続性も危ぶまれる。

このため本計画では、限られたリソースを捕獲による個体数減少だけに頼らず、「人間側に起因する要因」の解決にターゲットを置いて効率的に配分し、効果的に鳥獣被害対策を進めていくこととする。

具体的には、住民自らが対策を行うことを促し、主体的に、理にかなった対策を実行して被害抑制を実現する農業者を増やすことを目標とする。市はそれを人的・財政的に、積極的に支援をおこなう仕組みとして以下の①により構築し、②～⑤を総合的に取り組んでいくこととする。

① 一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構（tegos）への参画

tegosは鳥獣被害対策の役割を担う行政や地域住民を支える県域での中間支援組織であり、本市は令和7年度から負担金を拠出して参画し、専任者（フィールドアドバイザー、以下「FA」という）1名が駐在している。FAが、地域住民からの被害の相談、被害対策の指導や支援等を通じて本市の鳥獣被害対策の中心を担うこととする。これにより本市は、鳥獣被害対策の施策の立案や、住民支援のための財政的支援等に専念して、両者で役割分担しながら対策を推進する。

またtegosへの参画により、本市は鳥獣被害対策に関する施策立案に係るコンサルティングを専門機関より受け、本計画を含めて本市の鳥獣関係施策全般を常にバージョンアップしていくこととする。

② 侵入防止対策（市事業を活用）

近年の鳥獣被害防除に関する研究事例の蓄積から、侵入防止対策は獣種や地形等に応じて、構造や設置位置等を正しく選定、それを適切に維持することでかなり被害を防ぐことができることになっている。

本市では、こうした最新の知見を踏まえて今後、被害発生位置、被害をもたらす獣種等に応じた適切な柵の選定を基本的な方針とする。

なお、市内の被害発生位置や被害をもたらす獣種等について、系統だったデータ取得と整理が十分ではなかった。これらのデータ整備は今後の効果的な侵入防止対策に不可欠であるため、tegosのFAとも連携し、またスマートフォンのアプリなどICTを活用して、今後のデータ取得と整理を確実にする。

また、こうした侵入防止柵の設置に当たって財政的な支援として、引き続き市補助事業である有害鳥獣防護柵設置事業補助金や、中山間地域等直接支払交付金等を活用して、市内全域で集落単位での効果的な侵入防止柵の設置を推進する。設置された侵入防止柵が正しく機能するよう、設置に当たっては事前及び事後にFAによる指導・確認を行うことで効率的な設置を推進する。

③ 集落環境整備（生息環境管理）（国・県事業を活用）

農地や集落内に存在する放任果樹や野菜くず等、さらには稲刈り後の二番穂等は、

鳥獣を集落に呼び寄せる、意図せぬ誘引餌である。これらを除去することは、被害抑制に重要である。

こうした取組には集落全体での意識改革が必要であることから、集落ぐるみで環境改善を中心とした鳥獣被害対策に取り組める地域の体制づくりのために市民への生ごみ・放置果樹の適正な処理などの啓発活動や研修会を実施し、農地周辺の草の刈払いや、やぶ除去活動への参画を促す。

さらに、tegosのFAとも連携して、誘引果樹等の現状把握に努める。

④ 有害鳥獣捕獲（国事業を活用）

本市の有害鳥獣捕獲は、有害鳥獣捕獲隊が主に担っている。捕獲の運営のほか、捕獲隊員の推薦や育成は、狩猟者団体の協力に依って実施してきたところであり、狩猟者団体やその会員に、負担を強いてきた一面があり、捕獲従事者の高齢化と後継者の確保が課題となっている。

そこで、当面は捕獲隊の拡充を図ることを進めながら、将来にわたって持続可能な捕獲活動を行っていくための体制については、県とも協議をしながら今後検討を進めていく。

また、捕獲隊による捕獲はもちろんのこと、集落ぐるみの地域住民による捕獲も進めることとする。そのためには地域への箱わなの貸与による捕獲普及を図るとともに、ICTを活用した捕獲機材の導入により、効果的・効率的な捕獲の実施にも取り組む。

また、緊急捕獲活動支援事業の活用により、捕獲活動従事者の意欲を高める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在、有害鳥獣捕獲は、「有害鳥獣捕獲隊による捕獲」と「農家等による自衛捕獲」の大きく2つの体制により実施している。

有害鳥獣捕獲隊による捕獲については、府中猟友会及び上下町猟友会に捕獲事業を委託し、各猟友会において組織された有害鳥獣捕獲隊で捕獲活動を実施する。隣接する市町と連携し、市町界周辺区域での捕獲活動を円滑に実施する。

市は、事業主体として有害捕獲を設計・監理する。加えて、将来の人員を確保するため、人材育成に努める。

捕獲従事者は、有害鳥獣捕獲隊として事業に従事する意味を認識し、指揮命令系統に沿った活動をする。捕獲効率、安全確保に予断を持たず取り組み、社会に貢献する。

また地域住民は、鳥獣被害抑制の有効な一手段である有害捕獲を他人任せにせず、捕獲隊の補助を積極的に行う。

自衛捕獲に関しては、適切な誘引やわな設置をして効果的な捕獲ができるよう、捕獲隊による現地指導体制を構築するとともに、tegosを活用して現地住民（わな管理者）への知識・技術のサポートを行う。

鳥獣被害対策実施隊は、府中市有害鳥獣捕獲隊及び府中市有害鳥獣捕獲隊上下方面隊と協議しながら、市内全域の効果的な捕獲が図られるよう、広報・啓発活動を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	全般	市補助事業で免許取得・更新の補助等を行い、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保を図る。 集落の環境改善及び効果的な防護柵の設置を推進することで、捕獲効率の向上を図る。 国の交付金により箱わな及びICTを利用した捕獲機材を導入し、捕獲体制を強化するとともに、効果的・効率的な捕獲の実施を図る。
	イノシシ・シカ	町内会に貸し出す箱わなと、ICTを利用した捕獲機材の導入により捕獲の効率を高める。
	サル	地域が主体となって、追払いやICTを利用した捕獲機材を導入し、捕獲に取り組む。
	アナグマ・ヌートリア・アライグマ	国の交付金により購入している小型箱わなを活用して捕獲に努める。
	カラス・カワウ	被害状況に応じて捕獲を実施する。カワウについては、市内流域で活動する漁協と協議・連携を図って対策を進める。
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>広島県鳥獣保護管理事業計画や、特定鳥獣保護・管理計画を踏まえ、適切な捕獲を実施していく。</p> <p>有害鳥獣捕獲の目的は、農林水産被害等を及ぼす（又はその恐れのある）個体を捕獲することにより、被害軽減に資するためであり、必然的に、農地等の被害発生場所近辺で行う、「水際捕獲」が中心となる。</p> <p>したがって、事前に「水際」に何頭が出没するかを予測するのは困難であることから、捕獲計画数については、これまでの実績を踏まえてあくまで目安（参考値）として設定する。</p> <p>捕獲計画数については、近年の被害状況実績等を基に、府中市有害鳥獣捕獲対策協議会で実態に即した対策が講じられるよう協議決定する。</p> <p>近年、シカ・サル・小動物等の被害が発生していることから、イノシシ以外の有害鳥獣についても捕獲を強化していく。</p> <p>鳥類については、市内の随所に生息している。今後の被害状況に応じて捕獲を実施する。</p> <p>令和6年度捕獲実績は、イノシシ捕獲数が254頭、サルの捕獲数が25頭、シカの捕獲数が39頭、アライグマ捕獲数が22頭、アナグマ捕獲数が9頭、ヌートリア捕獲数が0頭、小動物その他が12頭。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	350	350	350
シカ	50	50	50
サル	40	40	40
アナグマ・ヌートリア・アライグマ	40	40	40
カラス・カワウ	20	20	20

捕獲等の取組内容
<p>農林水産被害等が発生している地域において、捕獲隊による、主にわな（箱わな、くくりわな、囲いわな）による捕獲を、特に被害が発生している時期を中心に通年にて実施し、被害を及ぼす鳥獣の捕獲に努める。</p> <p>① イノシシ・シカ イノシシ及びシカによる被害場所を中心に、国の交付金及び単市で導入した箱わな及びくくりわなを活用し、捕獲に努める。また、ICTを利用した捕獲機材を導入し、捕獲体制の拡充を図る。</p> <p>② サル 国の交付金で導入したICTを利用した捕獲機材の設置を継続する。被害地区を中心に粘り強く捕獲に努める。</p> <p>③ アナグマ・ヌートリア・アライグマ 被害場所を中心に、国の交付金で導入した小型箱わなを活用し、捕獲に努める。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
全地域	権限委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

侵入防止柵は、鳥獣被害を防止するための最も基本的な対策のひとつである。柵の基本的な設置技術は確立されており、正しく設置すれば相当の被害を防ぐことが可能であるとされている。しかし本市内には正しく設置されておらず結果的に被害が続いている侵入防止柵も数多くある。このことから今後は、設置者が正しく設置できるよう、FAによる事前の設置指導、事後の確認を行いながら、整備を進めていくこととする。

侵入防止柵別の現状と課題、整備及び管理の基本的な方針は次表のとおりである。

柵の種類	現状	課題	整備及び管理の基本方針
電気柵	主にイノシシ対策に設置されているが、被害が発生している。	正しく設置していない場合が多い。設置後の管理も、24時間通電していない等、適切に稼働していないケースが多い。	スポットで守る農地や、地形の変化が著しい場所では、電気柵の設置を推奨する。 管理のしやすさの観点から、ソーラー電気柵の設置を推進する。 点検活動や窓口相談などを通じて、設置者へのアドバイスを行う。
ワイヤーメッシュ柵	市内の多くの耕作地で採用されているが、柵の下から侵入されるケースが多い。	正しく設置及び維持管理できていない場合が多い。	点検活動や窓口相談などを通じて、設置者へのアドバイスを行う。
ネット柵	設置は難しくないが、動物が食い破ったり、柵の切れ目や柵の下から侵入されるケースがある。	正しい設置及び維持管理ができていない場合が多い。	点検活動や窓口相談などを通じて、設置者へのアドバイスを行う。

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ・シカ・サル	WM柵・ネット柵 1000m ソーラー電気柵 7000m	〃	〃

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ・シカ・サル	点検, 指導等 (通年) 追払い活動 (通年)	点検, 指導等 (通年) 追払い活動 (通年)	点検, 指導等 (通年) 追払い活動 (通年)

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	全般	(一社) 広島県鳥獣対策等地域支援機構に参画し、耕作放棄地の解消や、放任果樹の伐採、鳥獣の潜み場を無くすなどの対策を講じる研修会の開催のほか、地域主体で活動を行うための体制整備や、継続的に学習できる環境づくりを推進する。
令和9年度	同上	同上

令和10年度	同上	同上
--------	----	----

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
府中市	住民の安全確保、捕獲許可、捕獲隊への捕獲指示
府中市有害鳥獣捕獲隊	府中市又は警察の指示による捕獲実施
// 上下方面隊	同上
広島県警察	住民の安全確保、不測の緊急事態時の警職法第4条第1項による措置への対応
広島県東部農林水産事務所	捕獲等に関する情報提供、助言

(2) 緊急時の連絡体制

別図1参照

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲した鳥獣は、食肉やペットフードに活用するものを除き、現場での埋設や、ごみ処理施設等での受入を行う。</p> <p>埋設処理について、捕獲者の負担軽減のため、捕獲した鳥獣の効率的な処理施設の検討をする。</p>

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間のジビエ処理加工施設を活用
ペットフード	民間のジビエ処理加工施設を活用
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

民間のジビエ処理加工施設を活用する

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	府中市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
府中市	協議会の運営・提言
福山市農業協同組合	農作物野生鳥獣被害対策の助言
ひろしま農業協同組合	農作物野生鳥獣被害対策の助言
府中市猟友会	鳥獣被害防止に関する助言・指導
上下町猟友会	鳥獣被害防止に関する助言・指導
府中有害鳥獣捕獲隊	鳥獣被害対策（捕獲）実施
〃 上下方面隊	鳥獣被害対策（捕獲）実施
芦田川府中漁業協同組合	情報提供と被害対策への協力
広島県東部森林組合	情報提供と被害対策への協力
甲奴郡森林組合	情報提供と被害対策への協力
府中市集落法人連絡協議会	情報提供と被害対策への協力

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県東部農業技術指導所	鳥獣被害防止に関する助言・指導及び情報提供
広島県東部農林水産事務所	鳥獣被害防止に関する助言・指導及び情報提供
広島県農業共済組合	農作物被害に関する情報提供
福山市	情報提供と被害対策への協力
尾道市	情報提供と被害対策への協力
神石高原町	情報提供と被害対策への協力
世羅町	情報提供と被害対策への協力
庄原市	情報提供と被害対策への協力
三次市	情報提供と被害対策への協力
(一社)広島県鳥獣対策等地域支援機構	鳥獣被害防止のため、県域で市町と連携して効率的な被害防止対策に取り組む

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員を構成員とした鳥獣被害対策実施隊（令和6年度現在9名（内狩猟免許保有者2名））を設置している。（別図2参照）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

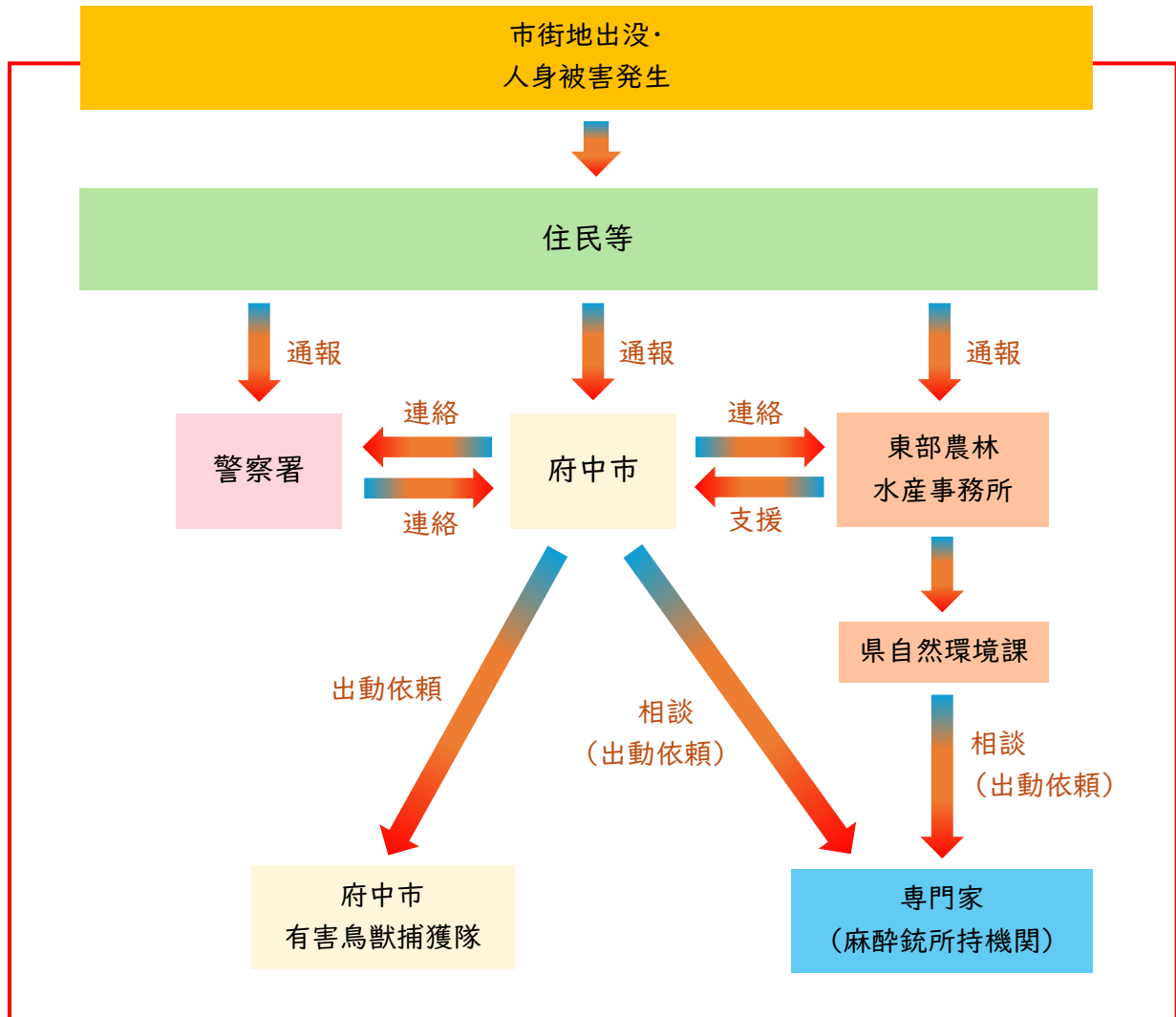
当計画を大まかに図式化したロジックモデルを作成し、参考資料として活用する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

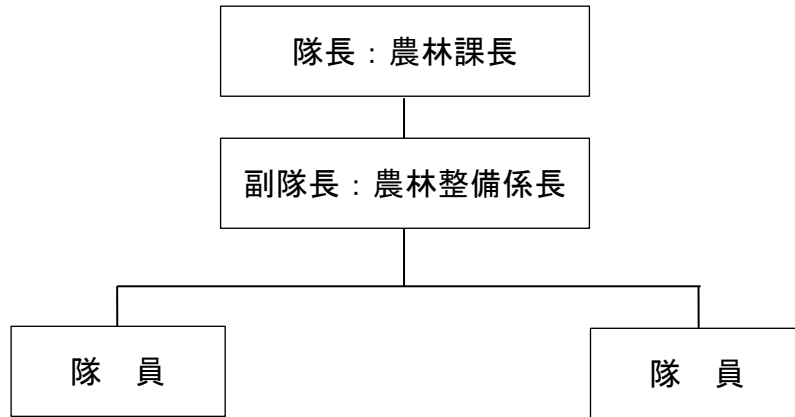
(別図 1)

緊急時の関係者間の連絡体制・役割分担

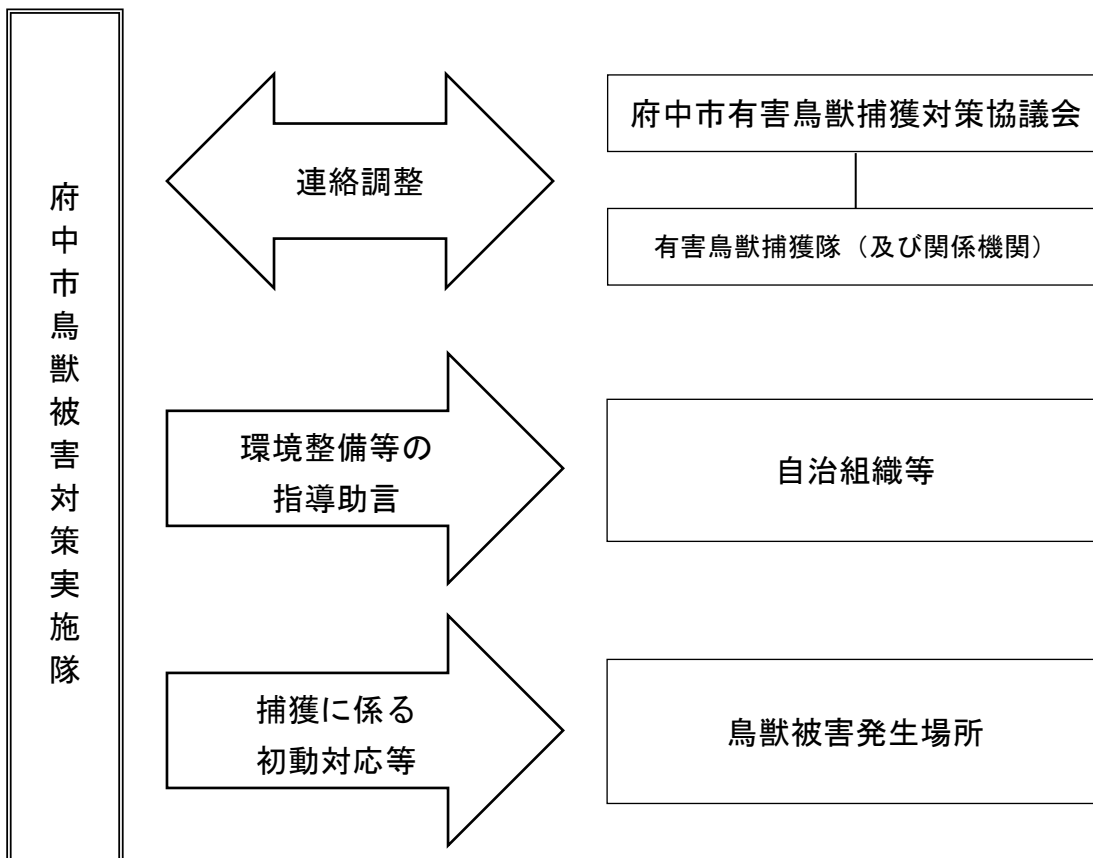


(別図2)

府中市鳥獣被害対策実施隊組織図



府中市鳥獣被害対策実施隊の業務



府中市鳥獣被害防止計画 ロジックモデル

